

財務省告示第四百八十号
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
 省令第三十号）第七條第三項の規定に基づき、平
 成十五年五月二十六日に発行した利付国債の発行
 条件等を次のとおり告示する。

平成十五年六月九日

財務大臣 塩川 正十郎

一	名称及び記号	利付国庫債券（十年）（第二百四十九回）
二	発行の根拠	財政融資資金特別会計法（昭和二十六年法律第一百一号）第十一條第一項
三	の法律及びその適用等	社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下「振替法」という。の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
四	発行方法	国民年金法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第十八号）附則第三十七條第一項の規定に基づき厚生労働大臣から年金資金運用基金に寄託された資金による引受け
五	発行額	額面金額で千九百九十億円
六	払込金額	千九百九十九億七千五百十万円
七	最低額面金額	五万円
八	振替単位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとす。
九	発行行	平成十五年五月二十六日
十	発行価格	額面金額百円につき百円四十九銭
十一	利率	年〇・六パーセント

十二

の経過
払込み

年金資金運用基金理事長は、払
込金額に加え、次の算式によ
算出した金額を第十八号に規
する期日に払い込むものとす
る。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 0.6}{100} \times \frac{67}{365}$$

十三

初期
利子

平成十五年九月二十日を支払期
とし、次の算式により支払
金額を支払う。ただし、支払
金の銀行休業日に当たるときは、
が銀行休業日に支払うときは、
その翌営業日に支払う。以下、
次の号及び第十五号において規
する期日について同じ。

$$\frac{\text{額面金額} \times 0.6}{100} \times \frac{1}{2}$$

十四

第二期
以後の
利子

毎年三月二十日及び九月二十
を、支払期とし、各支払期にお
て、その日以前六箇月に属す
利子を支払う。

十五

償還
償還
金額

平成二十五年三月二十日
額面金額百円につき百円

十八

払込
場所
期日

平成十五年五月二十六日